

労働基準法第三十八条の四第一項の規定により同項第一号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針及び労働基準法施行規則第二十四条の二の二第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務の一部を改正する告示案（概要）

1. 改正の趣旨

- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議を踏まえ、裁量労働制の適用・運用実態を正確に把握し得る調査手法の設計を労使関係者の意見を聴きながら検討し、包括的な再調査を実施した。
- 令和3年7月より、当該調査結果を踏まえ、裁量労働制を含む労働時間制度全体が制度の趣旨に沿って労使双方にとって有益な制度となるよう「これからの労働時間制度に関する検討会」において検討し、令和4年7月に報告書を取りまとめた後、労働政策審議会労働条件分科会において議論を行ってきたところ。
- 今般、上記報告書を踏まえた検討を行い、令和4年12月27日に「今後の労働契約法制及び労働時間法制の在り方について（報告）」が取りまとめられ、専門業務型裁量労働制（以下「専門型」という。）の対象業務を追加するとともに、労働者が理解・納得した上での制度の適用と裁量の確保、労働者の健康と処遇の確保、労使コミュニケーションの促進等を通じた適正な制度運用の確保等の方策を強化することとなった。
- 本告示案は、上記のうち対象業務の追加や、健康・福祉確保措置の追加、労使委員会の導入促進と労使協議の実効性向上等について必要な改正を行うもの。

2. 改正の概要

- (1) 労働基準法第38条の4第1項の規定により同項第1号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針(平成11年労働省告示第149号)について、企画業務型裁量労働制（以下「企画型」という。）に係る以下の改正を行う。

(労働者が理解・納得した上での制度の適用と裁量の確保：対象労働者の要件)

- 対象労働者を定めるに当たっての適切な協議を促すため、使用者が当該事業場における労働者の賃金水準を労使協議の当事者に提示することが望まし

いことを示すこととする。

- 対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更しようとする場合に、使用者が労使委員会に事前に変更内容について説明を行うことが適当であることに留意することが必要であることとする。

(労働者が理解・納得した上での制度の適用と裁量の確保：本人同意・同意の撤回)

- 本人同意を得る際に、使用者が労働者に対し制度概要等について説明することが適当であること等を示すこととする。
- 同意を撤回した場合に不利益取扱いをしてはならないことを示し、撤回後の配置や処遇等についてあらかじめ定めることが望ましいことを示すこととする。

(労働者が理解・納得した上での制度の適用と裁量の確保：業務量のコントロール等を通じた裁量の確保)

- 裁量労働制は、始業・終業時刻その他の時間配分の決定を労働者に委ねる制度であることを示すこととする。
- 労働者から時間配分の決定等に関する裁量が失われた場合には、労働時間のみなしの効果は生じないものであることに留意することを示すこととする。

(労働者の健康と処遇の確保：健康・福祉確保措置)

- 健康・福祉確保措置の追加(勤務間インターバルの確保、深夜業の回数制限、労働時間の上限措置(一定の労働時間を超えた場合の適用解除)、医師の面接指導)等を行うこととする。
- 健康・福祉確保措置の内容を「事業場における制度的な措置」と「個々の対象労働者に対する措置」に分類した上で、それぞれから1つずつ以上を実施することが望ましいことを示すこととする。
- 「労働時間の状況」の概念及びその把握方法が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)と同一のものであることを示すこととする。

(労働者の健康と処遇の確保：みなし労働時間の設定と処遇の確保)

- みなし労働時間の設定に当たっては対象業務の内容、賃金・評価制度を考慮して適切な水準とする必要があることや対象労働者に適用される賃金・評価制度において相応の処遇を確保する必要があることを示すこと等とする。

(労使コミュニケーションの促進等を通じた適正な制度運用の確保：労使委員会の導入促進と労使協議の実効性向上)

- 運営規程を定めるに当たっては、決議に先立って、使用者が労使委員会に対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容について説明する必要があることに留意することが必要であることを示すこととする。
- 労使委員会が制度の実施状況の把握及び運用の改善等を行うこと等とする。
- 労使委員会の委員が制度の実施状況に関する情報を十分に把握するため、賃金・評価制度の運用状況の開示を行うことが望ましいことを示すこととする。
- 労働者側委員の選出手続の適正化を図ること等とする。

(労使コミュニケーションの促進等を通じた適正な制度運用の確保：苦情処理措置)

- 本人同意の事前説明時に苦情の申出方法等を対象労働者に伝えることが望ましいことを示すこととする。
- 労使委員会が苦情の内容を確実に把握できるようにすることや、苦情に至らないような運用上の問題点についても幅広く相談できる体制を整備することが望ましいことを示すこととする。

(2) 労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務(平成9年労働省告示第7号)について、以下の改正を行う。

- 銀行又は証券会社において、顧客に対し、合併、買収等に関する考案及び助言をする業務について専門型の対象とすることとする。

(3) その他所要の改正を行う。

### 3. 根拠条文

労働基準法(昭和22年法律第49号)第38条の4第1項及び労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第24条の2の2第2項第6号

### 4. 適用期日等

告示日：令和5年3月上旬(予定)

適用期日：令和6年4月1日(予定)